**富山県棚田地域振興計画**

令和元年12月27日

第一　棚田地域の振興の目標

　県内において、少子高齢化、若者の都市部への流出に伴い、日常生活や集落機能の維持が困難となっている集落が増加している。その中で、条件不利地に加えて農業従事者等担い手の減少等により、農地の維持・管理が困難な状況にあり、棚田荒廃の危機に直面している。一方で、棚田百選に選定され、棚田保全活動に積極的に取り組む事例として、氷見市長坂地域及び富山市八尾町野積（）地域がある。氷見市長坂では、平成11年度に県内初の棚田オーナー制度を開始し、「」という実践班を組織してオーナーへの作業指導、圃場の管理を行うほか、集落ぐるみでオーナーとのイベントを実施することで交流を深めている。富山市八尾町野積（三乗）では、平成13年に「みのりの棚田の学校」を開校し、親子連れを中心とした都市住民との交流を深めることを目的に、毎年５月に田植え体験、野菜の植付け、９月には稲刈り、野菜収穫等の農業体験活動を行うほか、「みのり棚田の学校だより」を発行し、棚田の魅力発信にも力を入れている。

このように、県民にとって貴重な財産である棚田を地域住民等が保全することで、農産物の安定供給にとどまらず、県土の保全、水源の涵養、自然環境の保全、良好な景観の形成を図るとともに、観光や都市農村交流等の取組みを通じた交流人口の増加等につなげるため、本計画では、棚田を核とした棚田地域の保全及び振興を図ることを目標とする。

なお、本計画に基づき棚田地域の振興を図るに当たっては、国土形成計画、山村振興計画、過疎地域自立促進計画、農業振興地域整備計画、地域再生計画及びその他の地域振興に関する計画並びに富山県中山間地域における持続可能な地域社会の形成に関する条例（平成31年富山県条例第26号）との調和を保つものとする。

第二　棚田地域の振興に関し、総合的かつ計画的に講ずべき施策

１　棚田地域の振興に関連する施策の活用

棚田地域の振興に当たっては、関連する以下の施策の積極的な活用を図るものとする。

　①　「応援人口（関係人口）」の創出・拡大や移住・定住の促進に資する施策

　　　棚田オーナー制度や都市農村交流・体験イベント等を実施し、農山漁村の魅力の発信や都市農山漁村交流の拡大につなげる。さらには、都市住民の農山漁村への関心の高まりを踏まえ、都市農村交流・体験イベントにおいて、移住・定住に結び付けるメニュー内容の充実を図る。

　②　農山漁村体験や自然体験学習等、農村交流・体験の推進に資する施策

　　　棚田地域では、教育活動の一環として、地域や学校への自然体験学習等による体験の場を提供する活動を実施し、棚田の保全活動について、地域への浸透を図る。

　③　歴史的価値の高い文化的景観等、文化財の保護・活用に資する施策

　　　多くの棚田は美しい景観を誇り、文化財として貴重な価値を有している。棚田の美しい景観を維持するため、文化的景観等、文化財を保護・活用するための施策の活用を図る。

　④　農業生産活動、農産物の加工・販売の促進等に資する施策

　　　農業の担い手が減少する中、棚田を含む中山間地域等における農業生産活動の継続を支援するため、中山間地域等直接支払制度、ICT、ロボット、AIなどの先端技術を活用した農作業の省力化など農業生産活動を支える生産基盤の整備等に資する施策の活用により棚田の保全を図る。

また、棚田で生産される棚田米を含む農作物については、ブランド化や加工・販売の促進等に資する施策を通じて、農業所得の向上や地域の活性化を図る。

　⑤　国土保全や地域社会の維持・活性化に資する施策

　　　山腹に形成される棚田の保全を図るため、地すべり防止等の国土保全に関する施策の活用を図る。

また、多くの棚田地域においては、集落機能、地域のネットワークが弱体化していることから、地域の集落維持等地域コミュニティの維持・活性化に資する施策の活用を図る。

　⑥　農泊の推進等、観光客の受入れ促進に資する施策

　　　棚田は観光資源として大きな魅力を有していることから、農家民宿や空き家の利活用、体験プログラムの開発等による農泊の推進等、観光客の受入れ促進に資する施策の活用を図る。

　⑦　自然環境の保全・活用、鳥獣被害対策等に資する施策

　　　棚田地域は、多様な自然環境を有し、青少年の健全な育成に資するものであるとともに観光資源としても魅力的なものであることから、棚田地域における地域住民等による地域資源の保全管理や自然体験イベント、エコツーリズムの推進等自然環境の保全・活用に資する施策の活用を図る。また、多くの棚田地域では侵入防止柵、檻の設置等鳥獣被害防止に取り組んでおり、引き続き、ジビエの利活用クマ対策を含めた鳥獣対策に資する施策の活用を図る。

富山県においては、各府省庁の制度や仕組みについて十分に情報収集・把握し、その積極的な活用を図るとともに、棚田地域振興コンシェルジュとも連携を図りながら、市町村、指定棚田地域振興協議会等に対して情報提供を行うものとする。

２　富山県独自の支援施策

（１）まちづくり総合支援事業

　　「まちづくり総合支援事業」にある「中山間地域活性化事業」メニューでは、中山間地域における地域資源や地域特性を活用して市町村が地域活性化に取り組む先導的なハード・ソフト事業を支援している。今後、市町村が取り組む棚田等の保全及び棚田地域の振興につながる活動について、本事業の積極的な活用を促進する。

（２）まちの未来創造モデル事業

　　市町村の総合戦略に基づき､市町村が多様な主体と連携して実施するまちづくり等、人口減少対策（自然増・社会増）の取組みを支援している。今後、市町村、地域が連携して取り組む棚田等の保全及び棚田地域の振興につながる活動について、本事業の積極的な活用を促進する。

（３）中山間地域コミュニティ活性化促進事業

 　 中山間地域において、地域住民自らが地域の課題解決、将来構想等についての話合いを行う場合に、話合いの進め方・方向性の調整、地域づくりの専門家の派遣等の支援を実施し、地域コミュニティの維持・活性化を図っている。

棚田地域においては、地域住民自らが地域資源である棚田の魅力を再認識し、どう活用するか話し合う場合にも本事業を活用できる。

（４）中山間地域チャレンジ支援事業

　　集落及び地域内外の企業・団体等が連携して提案した地域活性化の試行的な取組みを支援しており、今後、棚田等の保全及び棚田地域の振興においても本事業の積極的な活用を促進する。

（５）とやま棚田ネットワーク

　　棚田の良さや大切さをともに考え、それぞれの立場で棚田を守っていくため、県では、棚田を応援する会員組織「とやま棚田ネットワーク」が開設するホームページに、保全活動・イベント開催一覧、保全活動地区の活動状況、棚田ネットワーク会報誌等を掲載し、棚田地域の情報の交換や棚田地域の魅力発信等に活用している。

（６）美の里保全活動支援事業

　　棚田を有する地域等地域の特徴ある土地改良施設を拠点に、農村景観及び自然環境を保全・再生・紹介し、地域への誇りの醸成を図るとともに、地域への保全活動の浸透、地域や学校への体験学習の場を提供する活動に対して支援している。

（７）とやま農山漁村インターンシップ事業

　　大学生等が、富山県内の棚田地域等の農山漁村地域に滞在し（約１週間）、幅広く“地域づくり活動”（農林業、調査、地域づくりワークショップ等）や交流プログラムに取り組みながら、都市等の外部から来た若者ならではの視点で、地域の現状や課題把握・解決等について提案する事業を支援している。

（８）棚田保全活動支援事業

　　棚田地域の農地等の有する多面的機能の良好な発揮及び集落の活性化を図ることを目的として、住民組織等が行う棚田オーナー活動、子ども農村体験活動、都市住民ボランティア体験活動、市民農園・体験農園活動、耕作放棄地等利活用等の棚田地域の農地等の保全・利活用に係わる活動に対して継続的（３年以内）に支援している。

（９）とやま帰農塾推進事業

　　田舎暮らし・農林業を体験したい方を対象に、県内の棚田地域等を有する農山漁村地域で過ごす体験塾を平成17年度から開催している。近年の都市住民の農山漁村への定住願望の高まりを踏まえ、多様なニーズに対応した体験メニューの充実を図ることで、農山漁村を切り口とした移住・定住の促進と交流・応援人口（関係人口）の拡大に繋げていく。

（１０）とやま農業・農村サポーター活動支援事業

県内外のボランティア団体、NPO法人、大学、学生サークル等で構成する「とやま農業・農村サポーター」による草刈りや屋根雪下ろし等の農村ボランティア活動を全県的に展開している。過去には、棚田地域において、用水路の江浚い（小羽地域）や田植え、草刈り、稲刈り（利賀地域）等の活動実績がある。

（１１）イノシシ等侵入防止柵整備事業

イノシシ等による農作物被害の発生が懸念される地域において、予防的な侵入防止柵の整備に必要な経費を支援し、棚田等の保全を図っている。

（１２）６次産業化とやまの魅力発信事業

　　農林漁業者の収益性の向上を図るため、農林漁業者又は農林漁業者と観光業者との連携事業体が行う農林水産物の生産（１次）に加え、付加価値を高める加工（２次）、新たな販売・サービス（３次）を行う６次産業化の取組みを支援しており、棚田地域の振興においても本事業の活用を促進する。

（１３）ジビエ食材消費拡大事業

　　「富山県獣肉の衛生管理及び品質確保に関するガイドライン」に則し、捕獲したイノシシ等の野生獣肉を食用として有効活用できるよう、イノシシ等の解体処理に取り組む事業者、団体等に対し、「適正な解体処理を行うために必要な施設」を整備する経費を支援している。

（１４）ツキノワグマによる被害防止対策事業

　棚田地域を含む中山間地域等において、ツキノワグマによる人身被害や農作物等への被害を防止するため、「富山県ツキノワグマ管理計画」に基づき、市町村が実施する被害防止のための捕獲やパトロール等に要する経費を支援している。

３　都道府県における推進体制

（１）棚田地域振興に関する連絡調整体制の構築

　　棚田地域に対して分野横断的かつ総合的な支援ができるよう、必要に応じて、市町村向け・県庁内関係部局向けに棚田地域振興に関する連絡会議を開催し、棚田地域の振興に関して密に情報共有、連絡調整を行う等、十分な連携を図ることとする。

（２）棚田地域の振興に関するワンストップ化

　　指定棚田地域の申請、指定棚田地域振興活動計画の認定申請協議等、棚田地域の振興に関する窓口は、総合政策局地域振興・中山間対策室が担うこととし、一元的に相談・協議等ができる体制を構築する。

（３）指定棚田地域振興協議会に関する協力体制の構築

市町村が組織する指定棚田地域振興協議会に市町村と調整の上、富山県が同協議会に参加するなど協力するものとする。

４　棚田地域に関する情報の周知徹底

　棚田地域における先進的・モデル的事例については、国と積極的に連携を図りながら、幅広く周知を行うことで、富山県内の棚田地域で横展開を図る。

周知については、「とやま棚田ネットワーク」による県内の棚田専門ホームページで、棚田保全活動の紹介、棚田地域の魅力等の情報を効果的かつ効率的に発信する。

第三　その他棚田地域の振興に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

　指定棚田地域の指定申請に当たっては、国の基本方針に定められた以下の指定基準に従い、関係市町村等と綿密に連携しながら、選定することとする。

　ア　棚田等の保全を図るため、当該棚田地域の振興のための措置を講ずることが適当であると認められる。

　　①　棚田地域の振興を図る必要性が高いこと。

　　　　人口の減少、高齢化の進展等の社会・経済情勢の変化により、棚田が荒廃の危機に直面していると認められること。

　　②　棚田の多面にわたる機能の維持及び促進が期待できること。

　　　　農産物の供給、国土の保全、水源の涵養、生物多様性の確保その他の自然環境の保全、良好な景観の形成、伝統文化の継承等多面にわたる機能に優れた棚田があり、その保全及び多面にわたる機能の発揮の促進が図られること。

　イ　当該棚田地域に係る棚田地域活動が円滑かつ確実に実施されると見込まれる棚田地域

　　①　棚田地域の振興及び棚田等の保全を推進する既存の組織が存在し、又はそのような組織が構築される見込みが高いこと。

指定申請を行わなかった棚田地域についても、中山間地域等直接支払交付金や棚田地域水と土保全基金等も活用しながら、農業生産活動や棚田等の保全を下支えしつつ、指定棚田地域での取組み等先進的・モデル的な事例を横展開することで、棚田地域全体の振興を図る。